

# 処遇改善加算について

## ●取得状況

- ・介護職員処遇改善加算 I
- ・介護職員等特定処遇改善加算 I (2019.10～)

## ●職員への支給時期

介護職員処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算
・6月、12月に一時金として支給 ・給与昇給分として支給	・6月、9月、12月、3月に一時金として支給

## ●職員への賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援
- ・子育てとの両立を目指す者のため育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備
- ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトの作成、非正規職員から正規職員への転換
- ・有給休暇が取得しやすい環境の整備
- ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器導入及び研修等による腰痛対策の実施
- ・事故、トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
- ・ICT活用(ケア内容や申し送り事項の共有、タブレット端末・インカムの導入)による介護職員の事務負担軽減、業務量の縮減
- ・高齢者の活躍(介護補助業務等)等による役割分担の明確化
- ・5S活動等の実践による職場環境の整備
- ・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ・ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供